

# 厚生労働省における介護ロボットについての取組

令和3年1月29日

介護ロボット全国フォーラム

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

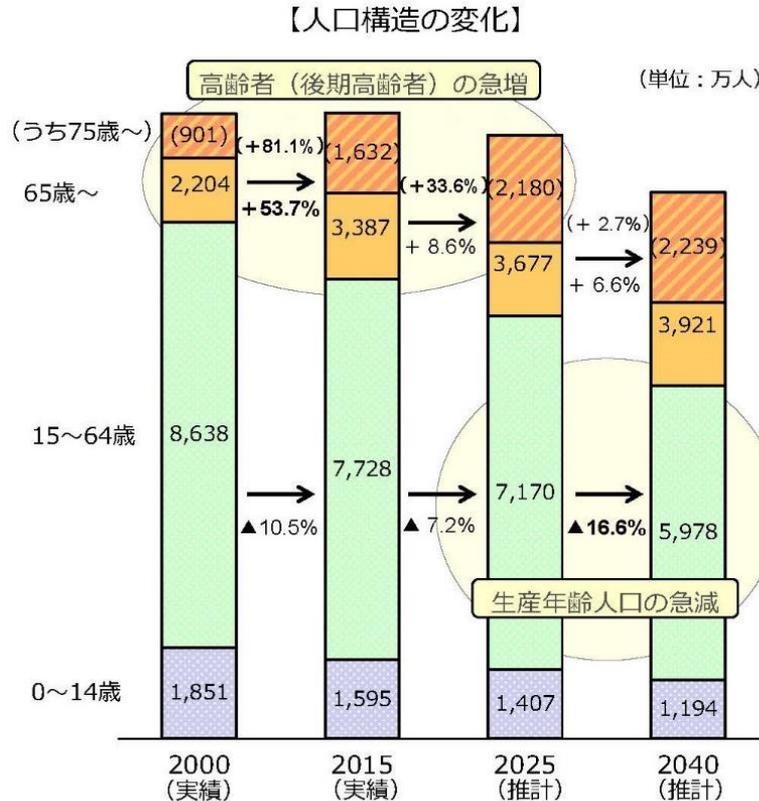
# ○介護保険をとりまく状況

○介護現場革新の取組

○介護現場へのテクノロジー実装支援

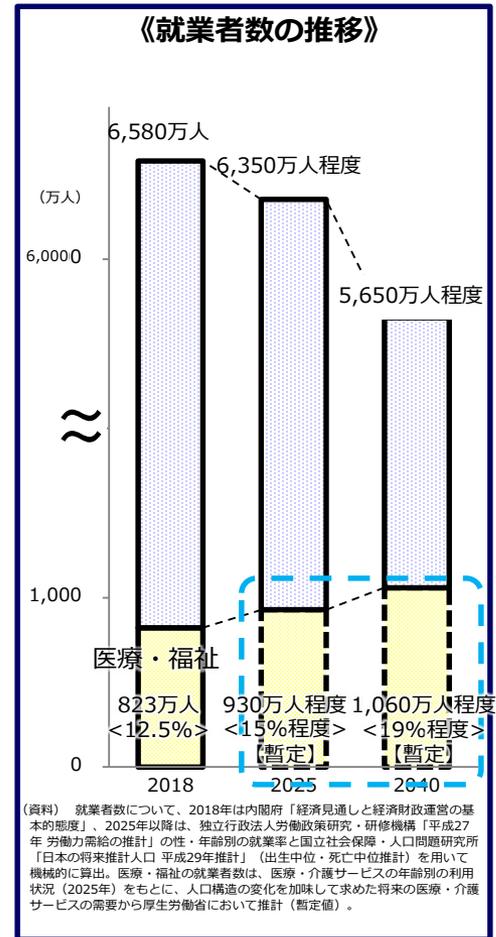
# 今後の介護保険をとりまく状況

○人口構造の推移を見ると、2025年以降、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化。



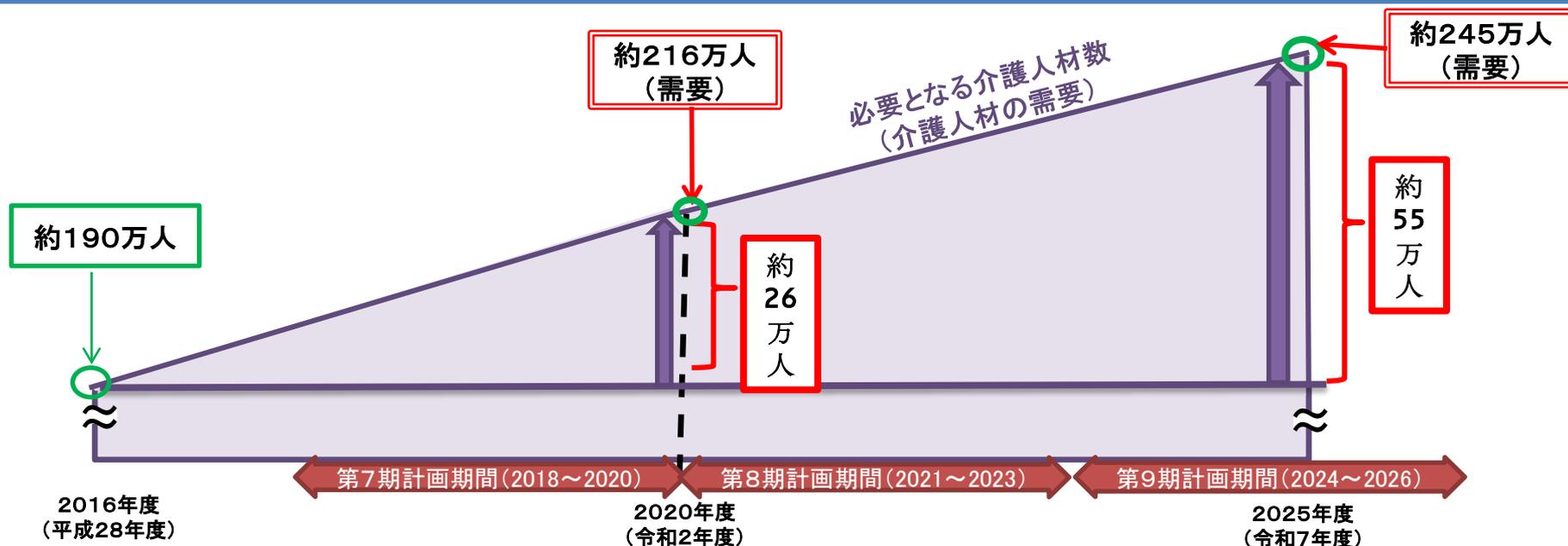
(出典) 総務省「国勢調査」人口推計、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

(出典) 平成30年4月12日経済財政諮問会議加藤臨時委員提出資料(厚生労働省)



## 第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について

- 第7期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護人材の需要を見ると、2020年度末には約216万人、2025年度末には約245万人が必要。
- 2016年度の約190万人に加え、2020年度末までに約26万人、2025年度末までに約55万人、年間6万人程度の介護人材を確保する必要がある。
- ※ 介護人材数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を加えたもの。
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 需要見込み (約216万人・245万人) については、市町村により第7期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量 (総合事業を含む) 等に基づく都道府県による推計値を集計したものである。

注2) 2016年度の約190万人は、「介護サービス施設・事業所調査」の介護職員数 (回収率等による補正後) に、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数 (推計値: 約6.6万人) を加えたものである。

○介護保険をとりまく状況

**○介護現場革新の取組**

○介護現場へのテクノロジー実装支援

# 介護現場革新会議 基本方針【概要】

## 「介護現場革新会議」委員

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 会長	石川 憲	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 副会長	木村 哲之
公益社団法人全国老人保健施設協会 会長	東 憲太郎	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長	本間 達也
公益社団法人日本医師会 会長	横倉 義武	公益社団法人日本医師会 常任理事	江澤 和彦
公益社団法人日本認知症グループホーム協会 会長	河崎 茂子	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 副会長	佐々木 薫
一般社団法人日本慢性期医療協会 会長	武久 洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会 副会長	池端 幸彦

(令和元年6月時点)

## 介護サービス利用者と介護現場のための「介護現場革新会議の基本方針」

厚生労働省と関係団体が一体となって以下の内容に取り組む。2019年度については、都道府県(又は政令市)と関係団体が協力して、全国数カ所所でパイロット事業を実施(特に赤字太字部分)。

※赤字部分は、優先的な取組事項

### 人手不足の時代に対応した マネジメントモデルの構築

ペットメイキング、食事の配膳、清掃等

利用者のケア

周辺業務

介護専門職が  
担うべき業務に  
重点化

元気高齢者の  
活躍

- 介護専門職が利用者のケアに特化できる環境を整備する観点から、**①介護現場における業務を洗い出した上で、②業務の切り分けと役割分担等により、業務整理。**
- **周辺業務を地域の元気高齢者等に担ってもらう**ことにより、介護職員の専門性と介護の質向上につなげる。

### ロボット・センサー、 ICTの活用

施設における課題を洗い出した後、その解決のために**ロボット・センサー、ICTを用いる**ことで、介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、介護の質を維持しながら、効率的な業務運営を実現する。(特に見守りセンサー・ケア記録等)

### 介護業界のイメージ改善と 人材確保・定着促進

守り

#### 介護人材の定着支援

- 結婚や出産、子育てをしながら働ける環境整備
- 定年退職まで働ける賃金体系、キャリアラダーの確立
- 成功体験の共有、発表の実施

攻め

#### 新規介護人材の確保

- **中学生、高校生等の進路選択に際して、介護職の魅力**を正しく認識し就業してもらえるよう、**進路指導の教員等への働きかけを強化**
- 定年退職警察官や退職自衛官の介護現場への就業促進

これらの前提として、以下の考え方が基盤となる。

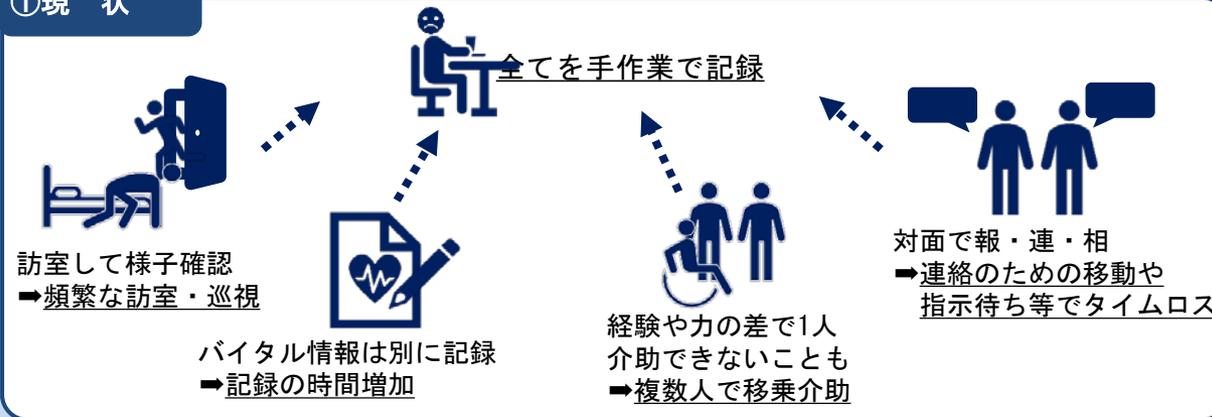
- 介護は、介護者と利用者の関係を基本として、人と人で行われるものであり、介護人材の充実が欠かせない。
- 介護施設においてはチームケアが必須となっていることから、良好な人間関係の構築は極めて重要である。管理職や新人職員に対してはメンター職員が普段から話を聞く等の意思疎通と、丁寧な心のケアが求められる。

# テクノロジー機器の効果的な活用による業務の変化のイメージ

社保審一介護給付費分科会(第192回)  
(R2.11.9)資料2抜粋

- テクノロジー機器の効果的な活用にあたっては、①介護現場における現状把握、②課題分析、③解決策の検討を経て、④オペレーションの変更を含めた課題の解決に資するテクノロジー機器を活用することによって、⑤職員の専門性を最大限発揮する効果を生み出すことが可能となる。

## ①現状



## ②課題

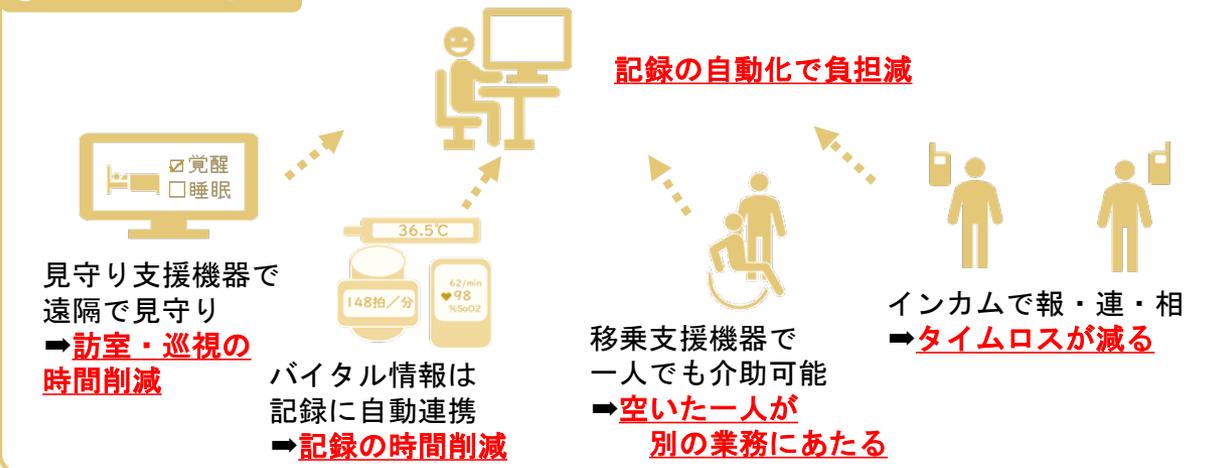
- 業務の「ムリ」「ムダ」発生。ケアの時間も圧迫。
- ケアの見直しや技術向上にかける時間的余力を奪っている。

## ③解決策の検討

- 効率化が必要な業務を検討し、効率化の案として、業務の補完・補助できる機器の導入と、オペレーションの変更計画を検討

検討結果を踏まえた複数の介護ロボット・ICT機器の導入、オペレーションの変更

## ④テクノロジー活用



## ⑤効果

- 業務の「ムリ」「ムダ」が減り、
- 職員の心身の余裕が生まれ、ケアにかかる時間増・ケアの質の向上が図れる。
  - 余った時間で人材育成、利用者への対応（ケア、コミュニケーション等）の時間を確保

職員の専門性を踏まえた業務分担が可能となり、ケアの質が向上

## 介護施設における人員配置の先進事例

- 国が定める人員配置基準では、入所者3人当たり職員1人以上としている。
- 業務改善やICT機器・センサー・ロボットの導入により、サービス水準の維持・向上を図りつつ、効率的な運営を行う先進事例が存在。

	社会福祉法人 若竹大寿会 (横浜市)	社会福祉法人 善光会 (東京都大田区)	北九州市 春秋会 (北九州市)
取組概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● トヨタ式のカイゼン活動をベースに、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT機器・センサー・ロボットの活用により、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。</li> </ul> <p>(機器の導入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りセンサー(シルエット型)</li> <li>・生体センサー(睡眠チェック)</li> <li>・記録作成ソフトウェア</li> <li>・インカム</li> <li>・移乗支援(非装着)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ICT機器・センサー・ロボットの活用により、サービス水準の維持・向上と、不要な作業の削減による効率的な運営を実現。</li> </ul> <p>(機器の導入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りセンサー(シルエット型)</li> <li>・生体センサー(睡眠チェック)</li> <li>・記録作成ソフトウェア</li> <li>・インカム</li> <li>・移乗支援(非装着)</li> </ul>
人員配置 の状況 (入所者:職員)	2.5対1	2.8対1	2.87対1

# 介護現場革新の取組について

- 介護現場革新の取組については、①平成30年度に介護現場革新会議における基本方針のとりまとめや生産性向上ガイドラインを作成し、②令和元年度は介護現場革新会議の基本方針(※)を踏まえた取組をモデル的に普及するため、自治体を単位とするパイロット事業を7自治体で実施したところ。 ※①介護現場における業務の洗い出し、仕分け、②元気高齢者の活躍、③ロボット・センサー・ICTの活用、④介護業界のイメージ改善等。
- 令和2年度以降は、介護現場の生産性向上に関する全国セミナーの開催や、都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に対する支援等を実施し、介護現場の生産性向上の取組について全国に普及・展開を図る。

平成30年度

## 「介護現場革新会議」の基本方針のとりまとめ

- 守り**
- 介護施設における業務フローの分析・仕分け
  - 地域の元気高齢者の活躍の場を創出
  - ロボット・センサー・ICTの活用
- 攻め**
- 介護業界のイメージ改善



## 生産性向上ガイドラインの作成

- 業務改善の取組を7つに分類した手順書
- 職場環境の改善
- 記録・報告様式の工夫
- 業務の明確化と役割分担
- 情報共有の工夫
- 手順書の作成
- OJTの仕組みづくり
- 理念・行動指針の徹底

令和元年度

## パイロット事業の実施

各地域の実情や地域資源を考慮しながら、当該地域内や他地域での好事例の展開や業界のイメージ改善を実践するとともに、先進的な取組を生産性向上ガイドラインに反映(改訂)。

### <自治体の主な取組>

宮城県	福島県	神奈川県	三重県	熊本県	横浜市	北九州市
協同組合を活用したマネジメントモデル	介護オープンラボ(産学官連携)	AIを活用したケアプラン点検	介護助手の効果的な導入方法の検討	介護職が語る言葉からの魅力発信	外国人介護人材への支援	介護ロボット・ICTを活用した介護イノベーション

令和2年度以降

## 都道府県等が主体となる介護現場への全国展開 (パイロット事業の全国展開)

### ①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催

- 都道府県等と関係団体、有識者などで構成する会議を開催。
- 地域の課題(人材不足等)を議論し、その解決に向けた対応方針を策定。



### ②地域のモデル施設の育成

- ①の会議において、業務効率化に取組むモデル施設を選定し、その取組に必要な経費を助成。
- モデル施設において、業務コンサルタント等の第三者を活用したタイムスタディ調査による業務の課題分析を行った上で、介護ロボット・ICT、介護助手(元気高齢者等)等を活用し、業務効率化の取組を実践。



### ③モデル施設が地域の生産性向上の取組を伝播

- ②のモデル施設は都道府県等に取組の成果を報告し、都道府県等は好事例として公表。
- モデル施設は、業務効率化に取組む地域の先進モデルとして、必要に応じて見学受入れやアドバイス支援等を実施し、地域における生産性向上の取組を牽引する。



# 介護現場の革新に向けて ～令和元年度介護現場革新会議「パイロット事業」の総括～

## 宮城県

### ◆協同組合を活かした取組

#### ■ 共同で物品調達

約3割のコスト削減



おむつ

#### ■ 介護職のキャリアパスの作成 管理職のキャリアパスとは別のケア のスペシャリスト育成のキャリアパス

- 協同で人材育成、人事交流
- 組合全体のサービスの質向上を期待

### 介護現場革新会議開催



自治体と関係団体等が協力

## 福島県

### ◆介護オープンラボの開催

～介護のイノベーション～



介護とは異なる分野のIT系の学生や企業などが集う場を創造

## 神奈川県

### ◆ICT・テクノロジーの導入

#### ■ タブレット端末による記録業務

記録時間の効率化  
(52分→42分)  
転記作業ゼロ



#### ■ AIを活用したケアプラン点 検 AIにより経験を補完 ケアマネジャーの気づき



## 三重県

### ◆介護助手の活用効果

- 業務量軽減を感じている  
介護職員 (80%)
- やりがい・健康維持を感じている  
介護助手 (90%)

### ◆インカムの活用

- 介護業務の負担軽減により、  
ケアの質が向上

見守り時の時間が**30%増加**

## 熊本県

### ◆介護現場の魅力発信

～介護の魅力をアート作品として～

世界的なクリエイターの起  
用



イメージの刷  
新

## 横浜市

### ◆外国人介護人材の受入

#### ■ 携帯翻訳機によるコミュニケーション ・学習支援

介助方法の不明点、  
利用者の症状、服薬方法等  
の理解・確認・伝達に有効



#### ■ 外国人向けPRビデオ作成

日本の介護の魅力をPR  
海外現地開催の  
説明会で活用



## 北九州市

### ◆人とテクノロジーの融合に よる新たな働き方の 「北九州モデル」の構築

【人員配置】  
(2.0 : 1) ⇒ (2.87 : 1)

【間接介助業務時間】  
介護職 43% 減少  
看護職 39% 減少

見守り支援機器、記録連携システム、  
インカム、携帯端末、移乗支援機器、  
浴室支援リフト等の導入

# 令和2年度介護現場革新会議「パイロット事業」各自治体の取組

	兵庫県	高知県	大分県	
	ロボット・ICTの活用	ノーリフティングケアの推進	介護補助職の活用	
自治体革新会議	兵庫県介護施設等における生産性向上推進会議	高知県福祉・介護人材確保推進協議会 パイロット事業推進協議会	おおいた介護人材確保対策・現場革新検討部会（協議会）	
業務改善	業務仕分け	◇業務分担の明確化 1施設	◇課題把握シート	
	介護助手	◇ひょうごケア・アシスタント：導入効果の検証 37施設	◇介護補助職支援：定着率・業務分担の把握 17施設 ◇介護補助職導入 5施設	
	ロボットICT	◇ICTの活用：インカム・シフト自動作成ソフトの導入（1施設） ◇ロボットの実証・解析：排泄支援への取組（1施設） デジタルヒューマン技術で介護職員の身体負担評価の見える化（機器介助と人力介助とでそれぞれ必要とする筋力の差を比較） 	◇ロボットの活用：インカム・眠りスキャンの導入 1施設 ◇ICTの実証 2施設 ◇ノーリフティングケアの実証・効果分析 3施設 	◇介護ロボット導入支援事業による機器導入後の活用効果把握のためのフォローアップ 4施設 
	その他			
魅力発信	◇ひょうごケア・アシスタントの啓発 成果報告会実施：全国フォーラム	◇PR動画 外国人介護人材等に対する普及	 	
人材確保・育成		◇業務改善アドバイザーの養成	◇元気高齢者を対象とした「アクティブシニアからだ測定会」事業と連携した介護補助職の確保	
その他		◇ノーリフティングケアに関する手引きの作成 ◇ノーリフティングフォーラムの開催		

○介護保険をとりまく状況

○介護現場革新の取組

**○介護現場へのテクノロジー実装支援**

- ・ **地域医療介護総合確保基金等による導入支援**
- ・ **人員基準・介護報酬改定での評価**
- ・ **開発・実証・普及のプラットフォーム**

# 介護現場におけるテクノロジーの実装への支援

## 準備・導入段階

### 基金

- ・業務改善支援（コンサル費用支援）
- ・導入支援（介護ロボット・ICT）
- ・大規模修繕時の支援

## 運用段階

### 人員基準・介護報酬

- ・人員配置基準の緩和
- ・夜勤職員配置加算の要件緩和
- ・日中の加算の要件緩和

## 開発・実証・普及のためのプラットフォーム

- ・相談等（相談、試用貸出、体験展示等）
- ・機器の組み合わせのパッケージでの提示
- ・現場に合ったテクノロジーの開発促進

# 介護現場革新の取組における横展開のイメージ ①横展開に係る地域医療介護総合確保基金による支援策

○ 介護現場の生産性向上に係る取組の全国への普及・展開に当たっては、各地域の実情や地域資源が異なることを踏まえると、都道府県等が主体となって取組むことが重要であることから、令和3年度も地域医療介護総合確保基金のメニュー事業を継続して行う。

## 【地域医療介護総合確保基金のメニュー事業】

令和3年度予算案（国費、括弧内は公費）  
 施設整備分：412億円（618億円）  
 介護人材分：137億円（206億円）

### ①「地域のモデル施設の育成」に係る支援

#### 【業務改善支援事業（人材分）】

- 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
  - ・ 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
  - ・ 介護事業所の取組に必要な経費（1/2補助（上限500万円））  
 例）業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT（インカム等）の導入費用など



- ①都道府県等版「介護現場革新会議」の開催
- ②地域のモデル施設の育成



### ②全国の介護事業所に対する支援

#### 業務分析・業務改善支援

#### 【業務改善支援事業（人材分）（再掲）】

- 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取組む介護事業所に対するコンサル経費の補助（1/2補助（上限30万円））

#### テクノロジーの活用支援

#### 【拡充】介護ロボットの導入支援事業（人材分）】

- ①補助上限額：1機器あたり上限30万円
- ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る経費（Wi-Fi工事、インカム）の補助  
 補助上限額：1事業所あたり上限750万円
- ※②について、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加
- ※①、②の補助率について、一定の要件を満たす事業所は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定、それ以外は1/2を下限に都道府県の裁量により設定

#### 【拡充】

#### 【ICTの導入支援事業（人材分）】

- 補助上限額：事業所規模に応じて設定（職員10人未満：100万円～職員31人以上：260万円）
- ※補助率について、一定の要件を満たす事業所は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定、それ以外は1/2を下限に都道府県の裁量により設定

- ③モデル施設を通じた他の介護事業所への取組の伝播

地域のモデル施設が地域の他の介護事業所に対して見学受入れやアドバイス支援等を実施



#### 【介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー・ICTの導入支援（整備分）】

- 補助上限額：1定員あたり42万円（特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例）

#### 介護の魅力発信（人材確保）

#### 【業務改善支援事業（人材分）（再掲）】

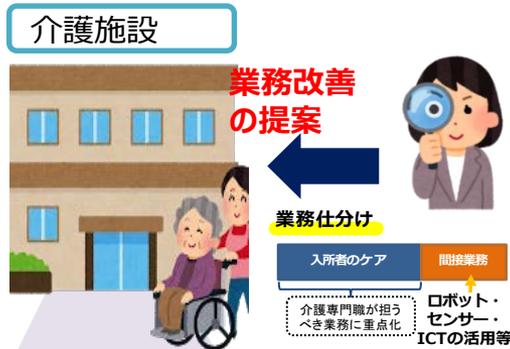
- 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
  - ・ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費
  - 例）介護の魅力をまとめたパンフレットを作成し、関係団体等と連携して学校現場や地域住民に配布

#### 【元気高齢者等参入促進セミナー（人材分）】

- 元気高齢者等をターゲットに、介護分野への感心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、入門的研修等への誘導や、介護助手等として介護事業所へのマッチングまで一体的に支援。

# 介護現場革新の取組における横展開のイメージ ②施設内での取組に対する支援

施設内での取組  
イメージ（案）



【業務改善支援事業（地域医療介護総合確保基金）による支援（再掲）】

- ① 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対するコンサル経費の補助（1/2補助（上限30万円））
- ② 都道府県等が開催する「介護現場革新会議」において介護現場の生産性向上に必要と認められる取組に要する経費の補助
  - ・ 介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
  - ・ 介護事業所の取組に必要な経費（1/2補助（上限500万円））  
例）業務コンサルタント等によるコンサル経費から介護ロボットやICT（インカム等）の導入費用など
  - ・ 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

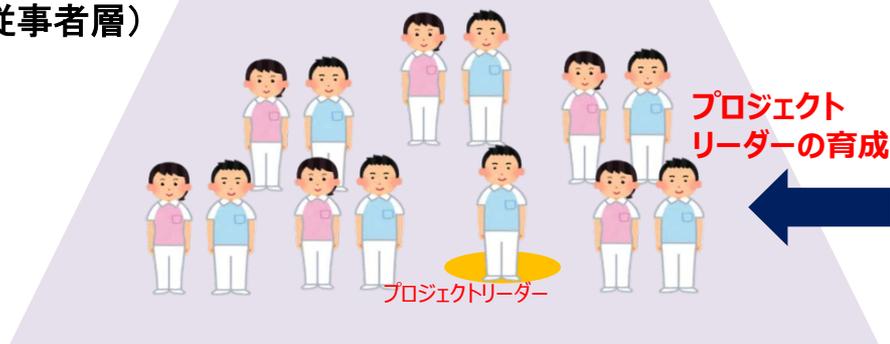
トップ層  
（経営者層）



【全国セミナーの開催①】

- トップセミナー（経営者層）
  - ・ 業務改善に取り組む意義から好事例の紹介等、意識啓発を目的とした講義セミナー

ミドル層  
（介護従事者層）



【全国セミナーの開催②】

- ミドルセミナー（介護従事者層）
  - ・ 介護ロボットやICT機器の活用事例の紹介から体験利用、業務の課題分析や実行計画の作成等のワークショップ形式によるセミナー

【ファシリテーター養成の手引きの作成】

- ファシリテーター（介護現場における生産性向上の取り組みを支援する者）を養成するための手引きの作成

- 介護ロボットの普及に向けては、各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施しており、令和2年度当初予算で支援内容を拡大したところ。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症の発生によって職員体制の縮小や感染症対策への業務負荷が増えている現状を踏まえ、更なる職員の負担軽減や業務効率化を図る必要があることから、以下の更なる拡充を行ったところ。
  - ①介護ロボットの導入補助額の引上げ（移乗支援及び入浴支援に限り、1機器あたり上限100万円）
  - ②見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備に係る補助額の引上げ（1事業所あたり上限750万円）
  - ③1事業所に対する補助台数の制限（利用者定員の2割まで）の撤廃
  - ④事業主負担を1/2負担から都道府県の裁量で設定できるように見直し（事業主負担は設定することを条件）

○ 令和2年度第3次補正予算案においては、いわゆるパッケージの組み合わせ※への支援を拡充及び一定の要件を満たす事業所の補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る。

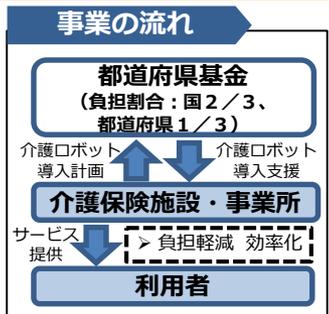
※見守りセンサー、インカム、介護記録ソフト等の組み合わせ

	令和元年度	令和2年度 (当初予算)	令和2年度（1次補正予算）	令和2年度（3次補正予算案）
介護ロボット導入補助額 (1機器あたり)	上限30万円	上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上記以外 上限30万円	○移乗支援 (装着型・非装着型) 上限100万円 ○入浴支援 上記以外 上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (Wi-Fi工事、インカム) (1事業所あたり)	-	上限150万円 <small>※令和5年度までの実施</small>	上限750万円	上限750万円 (見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費を対象に追加)
補助上限台数 (1事業所あたり)	利用定員1割まで	利用定員2割まで <small>※令和5年度までの実施</small>	必要台数 (制限の撤廃)	必要台数 (制限の撤廃)
補助率	対象経費の1/2	対象経費の1/2	都道府県の裁量により設定 (負担率は設定することを条件)	一定の要件を満たす事業所は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定 それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定

### 対象となる介護ロボット

➢ 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボットが対象

○装着型パワーアシスト(移乗支援) ○非装着型離床アシスト(移乗支援) ○入浴アシストキャリアー(入浴支援) ○見守りセンサー(見守り)



### 実績（参考）

➢ 実施都道府県数：46都道府県（令和元年度）

➢ 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

H27	H28	H29	H30	R1
58	364	505	1,153	1,645

(注) 令和元年度の数値はR2.1月時点の暫定値  
※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

(一定の要件)  
導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

※令和2年度(当初予算)以降の拡充は令和5年度までの実施

## 地域医療介護総合確保基金を活用したICTの導入支援

- 介護現場のICT化に向けては、令和元年度より、各都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援を実施しており、令和2年度には、補助上限額の拡充等を行ったところ。
- こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の発生により、感染症予防のための取組等が求められるなど、職員の業務負担が増えている現状を踏まえ、令和2年度第1次補正予算において、業務負担の軽減や業務効率化を図るため、更なる拡充を行っている。

### <第1次補正予算の拡充内容>

- ① 補助上限額の更なる引き上げ（事業所規模に応じて100万円～260万円）
  - ② 補助対象となる機器の拡充（wi-fi購入・設置費）
  - ③ 補助対象となる介護ソフトの拡充（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト購入も対象とする）
- 令和3年度報酬改定では、VISIT・CHASEを活用し、科学的に効果が裏付けられた介護を推進することとしているが、これに当たってはICT機器の導入が前提となることから、これまで拡充された事業内容を継続するとともに、**一定の要件を満たす事業所への補助率の下限を4分の3まで引き上げ、事業主負担の減額を図る**ことにより介護事業所等における更なるICT化の推進を図るものとする。

一定の要件

- VISIT・CHASEにデータを登録する体制が取れている場合
- 標準仕様を活用してサービス提供票（サービス計画・サービス実績）を事業所間／施設内でデータ連携している場合

	令和元年度	令和2年度（当初予算）	令和2年度（1次補正予算）	令和2年度（3次補正予算案）
補助上限額	30万円	<b>拡充</b> 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 50万円 職員 11人～20人 80万円 職員 21人～30人 100万円 職員 31人～ 130万円	<b>拡充</b> 事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 100万円 職員 11人～20人 160万円 職員 21人～30人 200万円 職員 31人～ 260万円	事業所規模に応じて補助上限額を設定 職員 1人～10人 100万円 職員 11人～20人 160万円 職員 21人～30人 200万円 職員 31人～ 260万円
補助率	1/2 事業主負担：1/2	<b>拡充</b> 都道府県の裁量により設定 （事業者負担は入れる事を条件とする）	<b>拡充</b> 同左	<b>拡充</b> <b>一定の要件を満たす事業所は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定</b> それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定
補助対象	介護ソフト、スマートフォン、タブレット等	同左	従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）	従来の機器・介護ソフトに加え、以下を新たに対象とする ・wi-fi購入・設置費（通信費は含まない） ・業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成等の介護ソフト（一気通貫等の要件は満たす必要あり）

## 施設の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入支援（拡充）

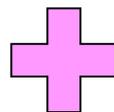
介護現場の生産性向上を推進するため、**介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うロボット・センサー、ICTの導入を補助対象に追加する。**

（現行の開設準備経費の  
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）

（拡大後の開設準備経費の  
補助対象時点）

- 開設時
- 増床時
- 再開設時（改築時）



- **「大規模修繕時」**

（開設時等の開設準備経費の  
最大補助単価）

特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例：1定員あたり 83.9万円

（補助要件）

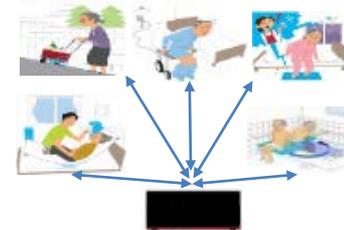
（大規模修繕時の開設準備経費の  
最大補助単価）

特養、老健、認知症GH、介護付きホームの例：1定員あたり 42万円

<見守りセンサーの例>



<介護業務支援の例>



- 「大規模修繕時」の補助単価は、「施設開設時」等と異なり、ロボット・センサー、ICT以外の設備整備や、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費や開設のための普及啓発経費等とはかからないことを踏まえ、1/2とする。
- これに併せて、補助対象経費は、タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策などに限る。
- 令和5年度までの実施。

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

**改定率：+0.70%** ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05% (令和3年9月末までの間)

## 1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

### ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

## 2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

### ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

### ○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

### ○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化  
・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

### ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

### ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による通減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

### ○地域の特性に応じたサービスの確保

・過疎地域等への対応 (地方分権提案)

## 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

### ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進  
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進  
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実  
・人員配置基準における両立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

### ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和  
・会議や多職種連携におけるICTの活用  
・特養の併設の場合の兼務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

### ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の揭示の柔軟化

## 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

### ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化  
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実  
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進  
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化  
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

### ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進  
・ADL維持等加算の拡充

### ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、排せつ支援の強化

## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

### ○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し  
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し  
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算(IV)(V)の廃止  
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

### ○報酬体系の簡素化

・月額報酬化(療養通所介護) ・加算の整理統合(リハ、口腔、栄養等)

## 6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化  
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額(食費)の見直し

・基本報酬の見直し

見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和

- テクノロジーの活用により介護サービスの質の向上及び業務効率化を推進していく観点から、実証研究の結果等も踏まえ、以下の見直しを行う。
  - ・ 特養等における見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算について、見守り機器の導入割合の緩和（15%→10%）を行う。見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、基準を緩和（0.9人→0.6人）した新たな区分を設ける。
  - ・ 見守り機器100%の導入やインカム等のICTの使用、安全体制の確保や職員の負担軽減等を要件に、特養（従来型）の夜間の人員配置基準を緩和する。
  - ・ 職員体制等を要件とする加算（日常生活継続支援加算やサービス提供体制強化加算等）において、テクノロジー活用を考慮した要件を導入する。

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所者生活介護

【見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し】【告示改正】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。
  - ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。（現行15%を10%とする。）
  - ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和（0.9人配置要件）	②新設要件（0.6人配置要件）
最低基準に加えて配置する人員	0.9人（現行維持）	（ユニット型の場合）0.6人（新規）  （従来型の場合）※人員基準緩和を適用する場合は供給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合0.8人（新規） ② ①を適用しない場合（利用者数25名以下の場合等）0.6人（新規）
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% （緩和：見直し前15%→見直し後10%）	100%
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 （現行維持）	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること（※）

- ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

**介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所者生活介護**

【見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和】 【告示改正】 ※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定

- **介護老人福祉施設（従来型）**について、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合における夜間の人員配置基準を緩和する。

緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないように配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

**(要件)**

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること (※)

現 行		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	2人以上
	利用者数61～80	3人以上
	利用者数81～100	4人以上
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上



改定後		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	1.6人以上
	利用者数61～80	2.4人以上
	利用者数81～100	3.2人以上
	利用者数101以上	3.2に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに0.8を加えて得た数以上

- 見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ① 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ② 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③ 緊急時の体制整備（近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等）
- ④ 機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ⑤ 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥ 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

**介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護**

【テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進】 【告示改正】

- 特養の日常生活継続支援加算及び介護付きホームの入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。（現行6:1を7:1とする。）

(※) 見守り機器やICT等導入後、安全体制の確保の具体的な要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

# 介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

令和3年度予算(案) 500,492千円  
 [(参考) 令和2年度第3次補正予算(案) : 235,843千円]  
 (令和2年度予算 500,492千円)

- 労働力の制約が強まる中、介護現場の業務効率化を進めることは喫緊の課題となっており、テクノロジーの活用を推進しているところ、新型コロナウイルス感染症が発生し、「新たな生活様式」が求められている中、見守りセンサーやICT、非装着型の移乗支援などの非接触対応に効果的なテクノロジーの導入をより一層強力に進めていく必要がある。
- このため、効率的な人員配置等の政策的課題の解決や企業による介護ロボットの開発促進を目的に、リビングラボが中心となり、開発企業に対して実証フィールドを提供し、エビデンスデータを蓄積しながら、介護ロボットの開発・普及を加速化する。
- 具体的には、①相談窓口(地域拠点)、②リビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドを整備し、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築する。

介護施設等

開発企業等

## 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

### ①相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

### ②リビングラボネットワーク

— 開発実証のアドバイザーボード兼先行実証フィールドの役割 —

### ③介護現場における実証フィールド — エビデンスデータの蓄積 —

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

<令和2年度第3次補正予算案の  
拡充内容>

- 大規模実証に係る必要経費の拡充
- 相談窓口機能の拡充  
(業務アドバイザー職員の増員、体験展示の拡充、オンライン相談の通信環境整備)
- 相談窓口・リビングラボの増設  
(相談窓口11箇所、リビングラボ6箇所からそれぞれ数箇所程度の増設)

※リビングラボとは  
実際の生活空間を再現し、  
新しい技術やサービスの  
開発を行うなど、介護現場  
のニーズを踏まえた介護  
ロボットの開発を支援する  
ための拠点

## <感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例>

### <見守りセンサー>

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知  
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



### <ICT(インカム)>

遠方いながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



### <移乗支援(非装着型)>

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



# 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム構築事業

地域における開発から活用までの相談窓口（地域拠点）を設置するほか、介護ロボットの製品化にあたっての評価・効果検証を実施するリビングラボのネットワークを形成するとともに、実証フィールドを整備することにより、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを構築し、介護ロボットの開発から普及までの一連の流れを加速化する。

## 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

### 相談窓口（地域拠点）

- |   |  |
|---|--|
| ① | <b>相談窓口の設置</b> <span style="float:right">開 実 普</span><br>→ 介護現場・開発企業双方から、介護ロボットに係る相談受付等を行う。  |
| ② | <b>介護ロボットの試用貸出</b> <span style="float:right">普</span><br>→ 開発企業と試用貸出を希望する介護施設等間の取次等を行う。  |
| ③ | <b>介護ロボットの体験展示</b> <span style="float:right">普</span><br>→ 現場での活用場面を想定し、実際に触れて使用できる環境を整備する。  |
| ④ | <b>ニーズ・シーズ連携協調協議会の設置</b> <span style="float:right">開</span><br>→ 開発前の着想段階から介護ロボット等の開発の方向性について、介護現場等と開発企業等が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。 |

### リビングラボネットワーク

- |   |  |
|---|--|
| ① | <b>介護ロボットの製品評価・効果検証</b> <span style="float:right">開 実</span><br>→ 相談窓口(地域拠点)を通じて介護ロボットの開発企業等から求めがあった場合、開発中の介護ロボットの安全性や使用効果の評価・検証を実施する。 |
| ② | <b>介護ロボットの効果検証に係る助言</b> <span style="float:right">開 実</span><br>→ 介護ロボットの開発企業等からの求めに応じ、介護現場での実証にあたり、実証時の評価・データ分析方法への専門的・技術的な助言を行う。     |
| ③ | <b>介護ロボット等を活用したモデル事業の実施</b> <span style="float:right">実 普</span><br>→ 介護サービスの質の向上・効率的なサービス提供のモデル事業を実施する。                               |

### 介護現場における実証フィールド（厚生労働省にて整備）

#### ○ 相談窓口(地域拠点)、リビングラボネットワークの活動支援

事務局

共通	各相談窓口（地域拠点）・リビングラボネットワーク選定、経費交付、業務マニュアル作成、進捗管理、相談窓口（地域拠点）・リビングラボネットワーク連絡会議の開催、介護施設・開発企業等への取組紹介
窓口	プロジェクトコーディネーターの配置、ニーズ・シーズ連携協調協議会推進委員会の運営
ラボ	個別の機器に対する安全性や利用効果の科学的な実証・大規模実証の実施に係る相談のリビングラボへの取次ぎ、実証の協力施設に対する謝金の支払

## 現状・課題

- 介護現場の業務省力化を目的に、ICTや介護ロボットなどのテクノロジーを駆使した技術の開発が近年進んでおり、介護現場では見守りセンサーやケア記録ソフト、インカムなどの活用が進んでいる。
- 介護施設ではどの種類の商品を選んで活用すればよいのか、その最適化に課題を抱えている。また、介護施設の中には目の前の業務に忙殺され、業務改革への抵抗感を示す施設も多く存在。
- **介護現場へテクノロジーを普及していくためには、介護現場の理解を得て、効果的な技術導入を促進することが課題**である。

### 業務効率化に効果的なテクノロジーの例

#### <見守りセンサー>

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知  
→ 効率的な見守りが可能になる。



#### <ICT(インカム)>

職員間での利用者の状況の共有が容易になる。



## 目指す方向性と取組

- 業務効率化に効果的なテクノロジーの普及に向けて、以下の3つのステップを進めていく。

### 【ステップ①】

#### 試行実証施設でのモデル構築

業務効率化に寄与する新たなテクノロジーを試行的に実施し、ケアの提供モデル(パッケージモデル)を構築

### 【ステップ②】

#### 介護現場での実証

ケアの提供モデル(パッケージモデル)を介護現場で実証

### 【ステップ③】

#### 全国へ普及

効果の確認が得られたケアの提供モデル(パッケージモデル)を全国に普及・促進

- テクノロジーの普及を強化するため、地域医療介護総合確保基金を活用した**介護ロボットやICTの導入補助の拡充**を行い、介護現場でのテクノロジー活用を着実に推進する。

<令和2年度予算における主な対応>

・ICT導入(ケア記録ソフト等)補助額の引上げ      ・見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備(Wi-Fi工事、インカム)の補助

- さらに、介護現場での大規模実証や別途行う介護ロボット導入の効果実証等から得られた**エビデンスデータを蓄積し、介護報酬・人員基準を逐次見直していく。**

# 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームに相談窓口・リビングラボ一覧

## ■拠点相談一覧■

**A** 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会  
北海道介護ロボット普及推進センター  
北海道札幌市中央区北6条西16丁目1番地5  
ほくたけビル  
TEL: 070-5608-6877  
アドレス: tani15@hokutakehd.jp

**C** 公益財団法人 いきいき岩手支援財団  
岩手県高齢者総合支援センター  
岩手県盛岡市本町通3丁目19-1  
岩手県福祉総合相談センター3階  
TEL: 019-625-7490  
アドレス: ikrobo@silverz.or.jp

**E** 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団  
横浜総合リハビリテーションセンター  
介護ロボット相談窓口  
神奈川県横浜市港北区鳥山町1770  
TEL: 045-473-0666(代)  
問い合わせ先: <http://www.yrc-pf.com>

**G** 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター  
健康長寿支援ロボットセンター  
愛知県大府市森岡町7-430  
TEL: 0562-46-2311  
アドレス: rehab@ncgg.go.jp

**I** 社会福祉法人 健祥会  
徳島県介護実習・普及センター  
徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1  
TEL: 088-642-5113  
アドレス: presen@kenshokai.group

**K** 九州介護ロボット開発・実証・普及促進センター  
福岡県北九州市小倉北区馬借一丁目7-1 総合保健福祉センター1階  
TEL: 080-2720-2646  
アドレス: krobot@aso-education.co.jp

**B** 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会  
青森県介護啓発・福祉機器普及センター  
青森県青森市中央3丁目20-30  
TEL: 017-777-0012  
アドレス: robot@aosyakyo.or.jp

**D** 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会  
介護すまいる館  
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65  
TEL: 048-822-1195  
アドレス: kaigosmile@fukushi-saitama.or.jp

**F** 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会  
福祉カレッジ 介護実習・普及センター  
富山県富山市安住町5番21号  
TEL: 076-403-6840  
アドレス: robot@wel.pref.toyama.jp

**H** ひよっこKOBE介護・医療  
ロボット開発支援窓口  
兵庫県神戸市西区曙町1070  
TEL: 078-925-9282  
アドレス: robo-shien@assistech.hwc.or.jp

**J** 一般社団法人 日本福祉用具供給協会  
広島県ブロック  
広島県広島市安佐南区大町東1-18-44  
TEL: 082-877-1079  
アドレス: jimukyoku@fukushiyogu-hiroshima.jp

**活用にあたっての留意点**

- 相談窓口へお越しの際は、電話やメール等で事前予約を行っていただくとスムーズにご案内できます。事前予約がなく、直接来訪された方へも相談対応は可能です。
- リビングラボの利用を検討されている方は、リビングラボへ直接ご相談いただくことも可能です。リビングラボは、どのエリアの相談にも対応することができます。
- 相談窓口のサービスのうち、研修会については、各地域の相談窓口へお問い合わせください。

## ■リビングラボ一覧■

**1** Care Tech ZENKOUKAI Lab  
(社会福祉法人 善光会 サンタフェ総合研究所)  
東京都大田区東糀谷六丁目4番17号  
TEL: 03-5735-8080  
アドレス: sfri@zenkoukai.jp

**2** Future Care Lab in Japan  
(SOMPOホールディングス(株))  
東京都品川区東品川4-13-14  
グラスキューブ品川10階  
TEL: 03-5781-5430  
問い合わせ先: <https://futurecarelab.com/>

**3** 柏リビングラボ  
(国立研究開発法人 産業技術総合研究所)  
千葉県柏市柏の葉6-2-3 東京大学柏II  
キャンパス内 社会イノベーション棟  
TEL: 029-861-6115  
アドレス: M-living-lab-ml@aist.go.jp

**4** 藤田医科大学 ロボティクススマートホーム・  
活動支援機器研究実証センター  
愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪1番地98  
藤田医科大学病院内  
TEL: 0562-93-9720  
アドレス: cent-rsh@fujita-hu.ac.jp

**5** 国立長寿医療研究センター  
健康長寿支援ロボットセンター  
愛知県大府市森岡町7-430  
TEL: 0562-46-2311  
アドレス: carrl@ncgg.go.jp

**6** スマートライフケア共創工房(国立大学法人 九州工業大学)  
福岡県北九州市若松区ひびきの2-5 情報技術高度化センター  
TEL: 093-603-7738  
アドレス: slc3lab-technical-support@brain.kyutech.ac.jp